

別記 4

平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

第 1 貸付事業の終了に係る報告

- (1) 都道府県は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第2条第6項の規定による政府への納付金を納付するに際し、平成23年6月30日までに、貸付事業終了報告書（別記4様式1）正副2部を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 都道府県は、(1)の報告書を提出するに際し、地方農政局長から(1)の額を確認するのに必要な書類の提出を求められたときは、その指示に従わなければならない。

第 2 貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る報告

都道府県は、貸付事業の終了の日後において、支払を受けた貸付金の償還金額等については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の6月30日までに、平成〇〇年度農業改良資金償還金受領額報告書（別記4様式2）正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第 3 事業終了に伴う政府への納付金の額

改正法附則第2条第6項の規定による政府への納付金の額は、次により算出される額とする。

- (1) ①都道府県の貸付終了時（新規貸付けの終了時）における貸付金未貸付額及び②その後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額から、
- (2) ③償還すべき政府貸付金の額（改正法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律102号。以下「旧法」という。）第14条第2項）及び④政府貸付金の償還に伴い一般会計に繰り戻すことができる額（旧法第15条）を
控除して得た額の一部（違約金を控除した額）に、次の算式により求められた割合（国からの補助割合）を乗じて得た額が算出される納付額である。

補助金残高（昭和59年度までの国からの補助金－自主納付額）

補助金残高＋一般会計からの繰入金残高

（注）自主納付額とは、旧法第16条第2項に基づく納付金の額をいう。

参考：国からの補助割合に係る詳解

① 昭和59年度までの国からの補助金の額（自主納付分を除く。）

② 都道府県が一般会計から特別会計に繰り入れた額（ア～ウを除く。）

ア 既に政府貸付金の返還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額（旧法第15条）

イ 既に政府補助金の自主納付に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額（旧法第16条第3項）

ウ これから政府貸付金の返還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れる額（旧法第15条）

①及び②の合計額に対する①の割合

2 違約金の取扱い

政府への納付金の額を求めるに際し、未貸付額には、旧法第11条に基づく違約金を含まないこととする。

第 4 納付金の納付期限

政府への納付金は、以下の定める期限までに納付しなければならない。

- (1) 事業終了時の未貸付額に係る納付金については、平成24年8月31日までに政府に納付しなければならない。
- (2) 事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る政府への納付金については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに納付しなければならない。

第 5 納付金の納付通知

都道府県は、納付金を納付するに際し、納付すべき額等について、第4に定める期限の1か月前までに別記4様式3により地方農政局長に通知することとする。

第6 事業終了前の納付金の納付

- (1) 都道府県は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年政令第127号。以下「整備政令」という。）第12条第3項に基づき、改正法の施行の日（平成22年10月1日）から改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を終了する日までに、貸付金の未貸付額の一部を政府に納付する場合は、別記4様式4により地方農政局長に通知することとする。
- (2) 都道府県が(1)により政府に納付金を納付したときは、整備政令第12条第4項の規定により旧法第16条第3項の規定の例により、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。この場合における「算定される額」とは、次の算式による額とする。

$$\begin{array}{l} \text{改正法施行後事業終} \\ \text{了前までに納付され} \\ \text{る当該納付金の額} \end{array} \times \frac{\text{県費率 (1 - N)}}{\text{国費率 (N)}} = \frac{\text{A + B}}{\text{A + B + C}}$$

Aは、昭和59年度までの国からの補助金の合計額－平成22年9月30日までの自主納付金の合計額

Bは、平成22年9月30日までの政府貸付金の合計額－平成22年9月30日までの政府への償還金の合計額

Cは、平成22年9月30日までの一般会計から特別会計への繰入金総額－平成22年9月30日までに一般会計へ繰り戻した額の総額

第7 延滞金

都道府県は、政府への納付金の納付に関し、第4に規定する納付期限までに完納しなかったときは、当該期限の翌日からその完納の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない。

第8 償還終了の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付事業の終了後において、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したときは、2カ月以内に農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書（別記4様式5）正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

別記4様式1（別記4第1の(1)関係）

貸付事業終了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 氏 名 印

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別添 1 (別記 4 様式 1 附属)

貸付事業終了時の特別会計の状況

1 貸付事業終了時の貸付勘定の貸借対照表

勘定名称	資 産 の 部		資 本 ・ 負 債 の 部		備 考
	区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)	
貸付事業に関する貸付勘定	貸 付 金	a	県 (都道府) 費繰入残高	c	
	現 金 ・ 預 金	b	国 庫 補 助 金 残 高	d	
	そ の 他		国 庫 借 入 金	e	
			繰 入 運 用 益 累 計 額	f	
			繰 入 違 約 金 累 計 額	g	
			業務勘定由来の都道府県費繰入額	h	
			そ の 他	i	
			(不 納 欠 損 処 理 額)	j△	
	合 計		合 計		

※ 不納欠損処理を行い資産の部における貸付金の額を減額したものの、資本・負債の部の項目における減額を行っていない場合には、当該金額を資本・負債の部にマイナス額で記載すること。

※ 繰入違約金累計額等について、当該金額の根拠となる資料を必要に応じ提出すること。

2 貸付事業終了時における業務勘定の貸借対照表

勘定名称	資 産 の 部		資 本 ・ 負 債 の 部		備 考
	区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)	
業 務 勘 定	現 金 ・ 預 金		県 (都道府) 費繰入額		
	そ の 他		運 用 益 残 高	k	
			違 約 金 収 入 残 高		
			そ の 他		
	合 計		合 計		

3 納付金額算定に当たっての基礎データ一覧表

① 貸付事業を終了した年月日		年 月 日
② 貸付事業終了時における未貸付額	$b + k - g$	円
③ 貸付事業終了時における貸付残高	a	円
④ 貸付事業終了時における政府貸付金残高	e	円
⑤ 政府貸付金残高に対応する都道府県費負担額		円
⑥ 昭和59年度までの国からの補助金額		円
⑦ 事業終了時までの自主納付額の累計額		円
⑧ 別記4の第6の(1)による納付金の額		円
⑨ 別記4の第6の(2)により一般会計に繰り入れられた額		円
⑩ 一般会計からの繰入金残高	$c + h + ⑨$	円
⑪ 補助金残高 (⑥ - ⑦)		円
⑫ 国からの補助金割合 $⑪ / (⑪ + ⑩ - ⑤)$		
⑬ 貸付事業終了時の未貸付額に係る納付金額 $(② - ④ - ⑤) \times ⑫$		円
⑭ 貸付事業終了後に支払われる償還金に伴う納付金見込総額 $③ \times ⑫$		円

- ※ 1 ⑫の国からの補助金割合について、割り切れない場合には分数で記入すること。
 2 算定式は、都道府県の実情により修正が必要な場合がある。
 3 上記表の記入欄の金額に一円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」により計算すること。

別添2 (別記4様式1附属)

平成 年度における貸付事業終了時までの事業実績報告書

1 平成 年度貸付事業終了時までの農業改良資金政府貸付金借入実績

区 分		計 画	実 績		備 考	
				うち政府 貸付金に 係るもの		
政 府 貸 付 金 借 入 額 a		円		— 円		
他 の 資 金 供 給 額	前 年 度 繰 越 額 b					
	事業終了までの農業者等からの償還額 c					
	うち融資機関からの償還額					
	県 費 繰 入 額 d					
	事業終了までの運用益の額 e					
政 府 へ の 償 還 額 等	事業終了までの政府への償還額 f					
	政 府 へ の 自 主 納 付 額 g					
	一 般 会 計 へ の 繰 戻 額 h					
	内 訳	政府への償還に伴うもの				
		政府への自主納付に伴うもの				
貸付財源 $i = (a+b+c+d+e) - (f+g+h)$						
貸 付 額 j					実施率 % 貸付件数 件	
〔 うち融資機関から 〕		〔 〕	〔 〕		〔 実施率 % 貸付件数 件 〕	
残 余 資 金 $k = i - j$						

2 平成 年度事業終了までの農業改良資金政府貸付金借入残高

	年度初借入残高	終了までの借入額	終了までの償還額	終了時の借入残高
××○年度	円	円	円	円
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
計				

(注) ××には元号を記入すること。

3 資金貸付実績

貸付 計画額 (A)	貸付実績				備考	
	貸付 件数	事業費	貸付 金額 (B)	実施率 (B)/(A)	うち政府 貸付金に 係るもの	
千円	件	千円	千円	%		

4 貸付残高実績

区 分		金 額	うち融資機関分	備 考
年度 初貸 付残 高	約 定 額	円	円	
	延 滞 額			A
	計			
	計のうち支払猶予額			
当 期 貸 付 額				
当 期 償 還 額	約 定 償 還			
	延 滞 分 の 償 還			B
	一 時 償 還			
	繰 上 償 還			
	計			
当期不納欠損処理額				C
事 業 終 了 時 貸 付 残 高	約 定 額			
	延 滞 額			A + (本年度延滞発生額 (本欄に記入)) - B - C
	計			
	計のうち支払猶予額			
当 期 償 還 件 数				

- (注)
- 1 当期とは、年度初めから農業改良資金の貸付事業を終了した日までの期間である
 - 2 本表は、農業者等に貸付けた農業改良資金について記入する。
 - 3 年度初め及び事業終了時の貸付残高中の延滞額は、それぞれの時点において約定償還日を経過しているものの総額である。
 - 4 年度初め及び事業終了時の貸付残高中の支払猶予額とは、旧法第10条の規定により支払猶予を行い、それぞれの時点において支払猶予期間のものの総額をいい、年度初め及び事業終了時の貸付残高約定額の内数である。

5 農業者等貸付金に係る違約金実績

区 分	延滞違約金		不当違約金	
	件数	金額	件数	金額
農業者等	件	円	件	円
融資機関				
計				

(注) 不当違約金とは、農業改良資金の貸付けを受けた者（融資機関を含む。）が、故意に貸付目的以外の目的に貸付金を使用したこと、貸付金を長期にわたり使用しないこと、都道府県に虚偽の申出等を行ったこと、都道府県貸付規程等に記載する義務の履行を怠ったことにより、一時償還請求を受けて違約金を支払ったものをいう。

6 農業改良資金に係る運用益の繰入状況

運用方法	運用利率	運用期間	預託金額	運用益	特別会計への繰入額	備考
	%	月日～月日	円	円	円	
合 計						

7. 収支決算関係

収支決算関係（旧法第12条に基づく特別会計に関するもの）

勘定 名称	収 入 の 部			支 出 の 部			備 考
	区 分	予 算 額	決 算 額	区 分	予 算 額	決 算 額	
貸付事業に関する貸付勘定	国 庫 借 入 金	円	円	農 業 者 等 貸 付 金	円	円	
	県（都道府）費			政 府 償 還 金			
	貸 付 金 償 還 金			自 主 納 付 金			
	業務勘定からの繰入額 （又は運用益金）			別記4の第6の(1)による納 付金の額			
	前 年 度 繰 越 金			一 般 会 計 繰 戻 金			
				残 余 資 金			
	合 計			合 計			

勘定 名称	収 入 の 部			支 出 の 部			備 考
	区 分	予 算 額	決 算 額	区 分	予 算 額	決 算 額	
業務勘定	県（都道府）費	円	円	取 扱 事 務 費	円	円	預託金利子のうち 貸付勘定分 円
	預 託 金 利 子			諸 支 出 金			
	違 約 金			貸 付 勘 定 繰 出 金			
	雑 収 入			一 般 会 計 繰 出 金			
	前 年 度 繰 越 金			予 備 費			
				残 余 金			
	合 計			合 計			

※その他決算収支を明らかにする関係資料を添付すること。

別記4様式2（別記4第2関係）

平成 年度農業改良資金償還金受領額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 氏 名 印

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、平成 年度における農業改良資金に係る償還金は 円です。

別添（別記4様式2附属）

1 貸付残高及び償還実績

区 分		件数及び金額		うち融資機関分		備 考
		件	円	件	円	
年度初貸付残高	約 定 額					
	延 滞 額					A
	計					
	計のうち支払猶予額					
本年度償還額	約 定 償 還					
	延 滞 分 の 償 還					B
	一 時 償 還					
	繰 上 償 還					
	計					
本年度不納欠損処理額						C
年度末貸付残高	約 定 額					
	延 滞 額					A + (本年度延滞発生額 (本欄に記入)) - B - C
	計					
	計のうち支払猶予額					

- (注)
- 1 本表は、農業改良資金の貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金等の償還金及び農業者等における農業改良資金の貸付残高について記入する。
 - 2 年度初及び年度末貸付残高中の延滞額は、それぞれの時点において約定償還日を経過しているものの総額である。
 - 3 年度初及び年度末貸付残高中の支払猶予額とは、旧法第10条の規定により支払猶予を行い、それぞれの時点において支払猶予期間のものの総額をいい、年度始め及び年度末の貸付残高約定額の内数である。
 - 4 平成23年度の報告に当たっては、年度初貸付残高は農業改良資金の貸付事業を終了した日における貸付残高を、本年度償還額は貸付事業を終了した日から年度末までに受け取った償還金の額を、本年度不納欠損処理額は、貸付事業を終了した日から年度末までの不納欠損処理額を記入すること。

2 年度別償還予定額等

		約定額 (円)	延滞額 (円)	合計 (円)
年度末貸付残高				
(内訳)	次年度以降の年度別償還予定額	平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
		平成 年度償還予定額		
			随時償還 (延滞額)	
	その他 (延滞額)			

(注1) 延滞額について、①毎年度の償還予定額に組み込んでいる場合は「平成 年度償還予定額」欄に記載し、②毎年度の償還予定額に組み込んでいない場合は「随時償還(延滞額)」欄に記入する。また、回収見込がない、徴収を停止している等の場合は「その(延滞額)」欄に記入し、合計額欄にその旨を記載する。

(注2) 「平成 年度償還予定額」欄は、必要に応じて行を追加して記載する。

別記4様式3（別記4第5関係）

平成 年度農業改良資金納付金の通知について

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 印

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項に規定する納付金を、下記のとおり納付するので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定に基づき通知します。

記

1 納付金額 円

内 訳(記載例)

①平成 年度に支払を受けた貸付金の償還金に係る納付金 円
〔計算式〕 ア × イ = 円

ア 平成 年度に支払いを受けた償還金の額 円

イ 国からの補助割合 $I / (I + (II - III))$ 〇〇, 〇〇〇 / △△, △△△

I 補助金残高 (i - ii) 円

i 昭和59年度までの国からの補助金額 円

ii 自主納付累計額 円

II 一般会計からの繰入金残高 (iii 及び iv を除いた額) 円

iii 既に政府貸付金の償還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額 (旧法第15条)

iv 既に政府補助金の自主納付に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額 (旧法第16条第3項)

III エの政府貸付金の償還に伴い都道府県の一般会計に繰入可能な額 円

②事業終了時の未貸付額に係る納付金 円

〔計算式〕 (ウ - エ - III) × イ = 円

ウ 事業終了時の未貸付額 (違約金の額を除く) 円

エ 事業終了時の政府貸付金残高 円

※1 内訳については、記載例を参考に納付金額の算定根拠が明確になるよう記載すること。

2 金額に一元未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」により計算すること。

2 納付時期 平成 年 月 日ごろ

別記4様式4（別記4第6関係）

農業改良資金貸付金の未貸付額の一部の納付について

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第6の(1)の規定に基づき、貸付金の未貸付額の一部を下記のとおり納付します。

記

- 1 納付金額 円
- 2 納付時期 年 月 日以降

別記4様式5（別記4第8関係）

農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書について

番 年 月 日 号

地方農政局長 あて

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金について、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | | |
|---|------------------------|----|---|---|---|
| 1 | 貸付金等の償還がすべて終了した年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 事業終了時における貸付金残高 | | | | 円 |
| 3 | 終了後において支払を受けた貸付金の償還金の額 | | | | 円 |
| | うち国へ納付された額 | | | | 円 |

内 訳

①平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
②平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
③平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
④平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑤平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑥平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑦平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑧平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑨平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑩平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑪平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑫平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑬平成	年度	円（うち国へ納付された額	円）
合計		円（うち国へ納付された額	円）

- 4 その他（2と3の額に差が生じた場合、その理由及び処理概要）